

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 23 日

関係団体 御中

愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課

医薬安全課所管の行政手続の簡素化について

令和 5 年 4 月 1 日から医薬安全課が所管する行政手続について、下記のとおりとしますので、御承知いただくとともに、貴会（組合）員への周知に御配慮ください。

なお、医薬安全課のホームページに留意事項等を掲載しておりますので、併せて御確認ください。

また、保健所設置市に所在する営業所等での取り扱いについては、別に管轄保健所に御確認ください。

記

- 1 行政手続の簡素化について
 - (1) すべての申請・届出について郵送による提出を認める。
 - (2) 申請書等に添付する原本書類（登記事項証明書等）について、申請者による原本証明した写しに代えることを認める。
- 2 医薬安全課ホームページ
郵送による申請書等の受付について
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iyaku/yusou.html>

担当 薬事グループ
毒劇物・麻薬・血液グループ
監視グループ
生産グループ
電話 052-954-6303（薬事Gダイヤル）
052-954-6305（毒麻血Gダイヤル）
052-954-6344（監視Gダイヤル）
052-954-6304（生産Gダイヤル）